

監 査 報 告 書

秋田県知事

様

平成 29 年 5 月 15 日

監事

(女) 山口 昭一



監事

高橋 真一



社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人山王平成会 定款第 11 条に基づき、平成 28 年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

記

- 1 実施日時 平成 29 年 5 月 15 日 (月) 13 時 30 分～ 14 時 30 分
- 2 実施場所 名 称 ごしよの保育園
所在地 秋田市御所野地蔵田二丁目 9-6
- 3 立会人等 法人本部 事務長 本田 正博
阿久和保育園 事務長 田中 統明
- 4 監査結果 次のとおり

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	(A) ・ B ・ C		
法人の財産管理状況	(A) ・ B ・ C		
法人及び施設の業務施行状況	(A) ・ B ・ C		
法人及び施設の会計状況	(A) ・ B ・ C		
所轄庁への申請状況	(A) ・ B ・ C		
その他の状況	(A) ・ B ・ C		
総 括	(認 定) ・ 不認定		

[記載上の注意事項]

- 1 意見欄は、該当する記号に丸印をつけてください。記号の意味は次の通りです。
 - A：適正である
 - B：概ね適正である
 - C：一部改善を要する
 - 2 不認定の場合、監事は次のことを行ってください。
 - ① 理事長に対して改善を求める。
 - ② 理事会の開催による改善を求める。
 - ③ 所轄庁への報告を行う。
 - 3 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。
- ※ 氏名は自著又は記名押印してください。

監 査 報 告 書

平成 29年 5月 15日

社会福祉法人山王平成会
理事長 長谷川 貴勇 様

監事

(お)の 昭一



監事

高橋真一



社会福祉法第40条及び社会福祉法人山王平成会 定款第11条に基づき、平成28年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

記

- 1 実施日時 平成 29年 5月 15日 (月) 13時 30分～ 14時 30分
- 2 実施場所 名 称 ごしよの保育園
所在地 秋田市御所野地藏田二丁目9-6
- 3 立会人等 法人本部 事務長 本田 正博
阿久和保育園 事務長 田中 統明
- 4 監査結果 次のとおり

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	A · B · C		
法人の財産管理状況	A · B · C		
法人及び施設の業務施行状況	A · B · C		
法人及び施設の会計状況	A · B · C		
所轄庁への申請状況	A · B · C		
その他の状況	A · B · C		
総 括	認 定 · 不 認 定		

〔記載上の注意事項〕

- 1 意見欄は、該当する記号に丸印をつけてください。記号の意味は次の通りです。
 A：適正である
 B：概ね適正である
 C：一部改善を要する
 - 2 不認定の場合、監事は次のことを行ってください。
 ① 理事長に対して改善を求める。
 ② 理事会の開催による改善を求める。
 ③ 所轄庁への報告を行う。
 - 3 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。
- ※ 氏名は自著又は記名押印してください。